

第172期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。）

目次

第172期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役6名選任の件	4
第3号議案 監査役2名選任の件	9
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の件	11
添付書類	
事業報告	26
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告	51
株主総会会場ご案内図	

澁澤倉庫株式会社

証券コード 9304

東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 **大隅 毅**

第172期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第172期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
- 2 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 目的事項 報告事項
 1. 第172期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第172期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以上

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 2019年6月27日 (木曜日) **午前10時**
(受付開始時刻：午前9時)

場所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2019年6月26日 (水曜日) **午後5時到着分まで**

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

第172期期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 23円 といたしたく存じます。 この場合の配当総額は 349,710,906円 となります。 これにより、当社普通株式1株当たりの年間配当は、中間配当（1株につき23円）と合わせまして 46円 となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月28日といたしたく存じます。

第2号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。これに伴い、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	いまい けいち 今井 恵一 再任	取締役会長、全社業務総攬
2	おおすみ たけし 大隅 毅 再任	取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌
3	かしはら はるき 柏原 治樹 再任	取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当
4	くらたに のぶゆき 倉谷 伸之 新任	上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐
5	まつもと しんや 松本 伸也 再任 社外 独立役員	取締役
6	つばい れいじ 坪井 鈴児 再任 社外 独立役員	取締役

候補者番号

1

い ま い

今井

け い い ち

恵一

再任

[1950年9月17日生] 所有する当社株式の数：11,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月 当社入社
2009年 6月 取締役上席執行役員東京支店長
2011年 6月 常務取締役上席執行役員東京支店長
2011年 7月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長
2012年 6月 取締役兼常務執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長
2013年 6月 取締役社長兼社長執行役員ロジスティクス営業本部長
2014年 6月 取締役社長兼社長執行役員、経営統括・物流営業部門管掌
2015年 6月 取締役社長兼社長執行役員
2017年 6月 取締役会長、全社業務総攬（現任）

候補者とした理由

今井恵一氏は、倉庫および陸上運送事業の経験が深く、陸運部長、中央営業部長、東京支店長、ロジスティクス営業本部長等を歴任しております。2009年に取締役就任以来、物流営業部門を中心に当社の経営に携わり、2013年から社長、2017年から会長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者番号

2

お お す み

大隅

た け し

毅

再任

[1964年8月22日生] 所有する当社株式の数：3,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2012年 4月 執行役員管理本部総合企画部長
2013年 6月 上級執行役員管理本部総合企画部長
2014年 10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長
2015年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌
2017年 6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌（現任）

候補者とした理由

大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの経営企画業務全般に携わり、2015年に取締役就任以来、物流営業部門全般を管掌し、2017年から社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者番号

3

かしはら

柏原

はるき

治樹

再任

[1953年2月17日生] 所有する当社株式の数：8,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年 4月 (株)みずほ銀行執行役員丸之内支店長
 2005年 6月 みずほ信用保証(株)代表取締役社長
 2008年 6月 当社ロジスティクス営業本部顧問
 2008年 10月 執行役員ロジスティクス営業本部本部長補佐営業開発担当
 2009年 6月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（東日本担当）兼開発営業担当
 2010年 4月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（国内担当）兼広域営業部長
 2011年 7月 常務取締役上席執行役員管理本部長
 2012年 6月 取締役兼常務執行役員管理本部長
 2013年 6月 取締役兼常務執行役員管理本部長、コンプライアンス・内部統制担当
 2014年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
 2015年 6月 取締役兼専務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
 2017年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
 2018年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当（現任）

候補者とした理由

柏原治樹氏は、金融機関の執行役員として支店長を経験し、子会社の信用保証会社の社長を務めたのち、2009年に当社取締役就任以来、広域営業部長、管理本部長を経て、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制を担当し、2017年から副社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者となりました。

候補者番号

4

くらたに

倉谷

のぶゆき

伸之

新任

[1962年12月24日生] 所有する当社株式の数：200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年 4月 (株)みずほ銀行今治支店長
 2014年 4月 同行業務監査部長
 2016年 4月 同行執行役員銀座通支店長
 2018年 4月 同行理事
 2018年 6月 当社顧問
 2018年 6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐（現任）

候補者とした理由

倉谷伸之氏は、金融機関の部長、執行役員支店長を歴任し、2018年から当社の上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐として、主に営業開発を担当しており、金融機関での豊富な経験と知識が当社の経営に活かされていることから、取締役の候補者となりました。

候補者番号

5

まつもと

松本

しんや

伸也

再任

社外

独立役員

[1959年8月12日生] 所有する当社株式の数：600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所
1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー
2001年 6月 (株)インプレス（現・(株)インプレスホールディングス）社外監査役（現任）
2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員
2007年 6月 当社取締役（現任）
2011年 10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任）
2013年 6月 太平洋金属(株)社外取締役（現任）

候補者とした理由

松本伸也氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、当社のより透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役の候補者としていたしました。

候補者番号

6

つばい

坪井

れいじ

鈴兒

再任

社外

独立役員

[1950年9月30日生] 所有する当社株式の数：600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 川崎汽船(株)入社
2004年 3月 同社電力炭グループ長
2006年 6月 (株)リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長
2008年 6月 同社常務取締役東京支社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社特別顧問
2015年 6月 当社取締役（現任）

候補者とした理由

坪井鈴兒氏は、物流会社の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていることから、引き続き社外取締役の候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松本伸也および坪井鈴児の両氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は松本伸也および坪井鈴児の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 松本伸也および坪井鈴児の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。
4. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で12年、坪井鈴児氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で4年となります。
5. 責任限定契約について
当社と松本伸也および坪井鈴児の両氏の間では、責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれが高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

第3号議案

監査役2名選任の件

監査役志々目昌史および松波寛の両氏は、それぞれ本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

し し め
志々目

ま さ し
昌史

再任

社外

独立役員

[1955年2月16日生] 所有する当社株式の数：900株

略歴、地位、重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
1986年 4月 加嶋法律事務所入所
1997年 10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る
2006年 6月 (株)横河ブリッジ（現・(株)横河ブリッジホールディングス）社外監査役（現任）
2011年 6月 当社監査役（現任）

候補者とした理由

志々目昌史氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、その豊富な知識と経験を活かし当社の経営全般の監査に役立てていることから、引き続き社外監査役の候補者いたしました。

候補者番号

2

か わ む ら あ き ら
川村 融

新任

社外

独立役員

[1953年10月12日生] 所有する当社株式の数：-

略歴、地位、重要な兼職の状況

2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行（現・(株)みずほ銀行）欧州企画部長
2005年 4月 同行執行役員
2006年 3月 同行常務執行役員
2008年 4月 みずほ証券(株)取締役副社長
2012年 6月 (株)マルハニチロホールディングス常任監査役
2012年 6月 (株)マルハニチロ食品社外監査役
2014年 4月 マルハニチロ(株)常任監査役（現任）

候補者とした理由

川村融氏は、金融機関で常務執行役員を務めたのち、証券会社の副社長、食品会社の社外監査役を歴任するなど、その豊富な経験と知識を当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断したことから、社外監査役の候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 志々目昌史および川村融の両氏は、社外監査役の候補者であります。
なお、当社は志々目昌史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、当社は川村融氏が選任された場合、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。
3. 志々目昌史氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。
4. 志々目昌史氏が監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で8年となります。
5. 責任限定契約について
当社と志々目昌史氏の間では、責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、川村融氏が選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2016年6月29日開催の当社第169期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2019年5月23日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの内容を一部変更したうえで更新すること（以下「本更新」といい、変更後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、本プランの実質的な内容は旧プランと同一であります。

記

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ)健全な財務体質、(エ)専門性を有する人材の育成と確保、(オ)取引先との信頼関係、および(カ)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の具体的な提案を受けている事実はありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買取者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

(2) 本プランの発動に係る手続き

① 対象となる買付等

本プランは、以下の(a)もしくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a)当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

(b)当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

② 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言（条件または留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名押印のなされたもの）および当該署名または押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記③に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限りませう。

③ 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、独立委員会規則の概要（注9）、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- (a) 買付者等およびそのグループ会社（共同保有者（注10）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、事業内容、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の取引の経験およびその結果等を含みます。）（注12）
- (b) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

- (c) 買付等の対価の価額およびその算定根拠
 - (d) 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - (e) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - (f) 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無またはその内容
 - (g) 買付等の後の当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (h) 当社の株主の皆様（買付者等を除きます。）、お客様、取引先、当社の従業員その他当社に係る利害関係者に対する対応方針
 - (i) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - (j) 反社会的勢力との関係に関する情報
 - (k) その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報
- ④ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- (a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会または独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めたい（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。
 - (b) 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（上記(a)に従い）当社取締役会から情報等（追加的に提供を要求したのも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な場合には、30日を上限として、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

⑤ 独立委員会による勧告等の手続き

独立委員会は、上記の手続きを踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等と情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告できるものとします。なお、独立委員会は、ある買付等について発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(ア)当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または(イ)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合のいずれかに該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日前までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記⑦に基づき株主意思確認総会を開催した場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

⑦ 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(7)上記⑤に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際し株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(イ)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、善管注意義務に照らし、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

⑧ 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用法令または(株)東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実または延長の期間・理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続き」⑤に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由1

本プランに定められた手続きに従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ① 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社および当社グループ会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社および当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ③ 買付等の対価その他の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性または買付等の後における当社の他の株主の皆様等の利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- ④ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なお客様、取引先、当社の従業員等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1ヵ月間から6ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(ア) 特定大量保有者（注13）、(イ) 特定大量保有者の共同保有者、(ウ) 特定大量買付者（注14）、(エ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または(カ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者の関連者（注15）（以下、(ア)ないし(カ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外的事由（注16）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として下記⑨(b)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(b) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

⑩ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑪ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

⑫ その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続き

本更新にあたっては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項について決定する権限を当社取締役会に委任することについて、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、(株)東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様の不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(8) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 「独立委員会規則」の概要は、以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ア)当社社外取締役、(イ)当社社外監査役、または(ウ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、本新株予約権の無償割当ての実施その他買付者等の買付等に関する株主意思の確認、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、株主意思確認総会を開催した場合には、当該株主総会の決議に従う。）。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について(a)に準じた情報を含みます。

(注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14)原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注15)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注16)具体的には、(7)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または事後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(イ)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続き等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

独立委員会委員略歴

本プランの更新が本総会にて承認された後の独立委員会委員は、以下の4名であります。

松本伸也(まつもと しんや)

【略歴】

- 1959年生
- 1987年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)
- 1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所
- 1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー
- 2001年 6月 (株)インプレス(現・(株)インプレスホールディングス) 社外監査役(現任)
- 2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員
- 2007年 6月 当社取締役(現任)
- 2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士(現任)
- 2013年 6月 大平洋金属(株)社外取締役(現任)

※松本伸也氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、松本伸也氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

坪井鈴兒(つばい れいじ)

【略歴】

- 1950年生
- 1974年 4月 川崎汽船(株)入社
- 2004年 3月 同社電力炭グループ長
- 2006年 6月 (株)リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長
- 2008年 6月 同社常務取締役東京支社長
- 2010年 6月 同社代表取締役社長
- 2015年 6月 同社特別顧問
- 2015年 6月 当社取締役(現任)

※坪井鈴兒氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、坪井鈴兒氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

庄 籠 一 允 (しょうごもり ひとみつ)

【略 歴】

1939年生
1959年 4月 熊本国税局入局
1997年 7月 東京国税局調査第四部長
1998年 7月 東京国税局退局
1998年 8月 庄籠税理士事務所を開設し、現在に至る
2001年 6月 (株)アドヴァン社外監査役
2004年 6月 当社監査役 (現任)
2015年 3月 (株)ジェクシード社外監査役
2018年12月 (株)ジェクシード社外取締役 (監査等委員) (現任)

※庄籠一允氏は、社外監査役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。
当社は、庄籠一允氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

志々目 昌 史 (ししめ まさし)

【略 歴】

1955年生
1986年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)
1986年 4月 加嶋法律事務所入所
1997年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る
2006年 6月 (株)横河ブリッジ(現・(株)横河ブリッジホールディングス)社外監査役 (現任)
2011年 6月 当社監査役 (現任)

※志々目昌史氏は、社外監査役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。
当社は、志々目昌史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善が持続し、個人消費が持ち直したほか、堅調な設備投資を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、米中貿易摩擦による中国経済の減速などにより、先行き不透明な状況が続きました。

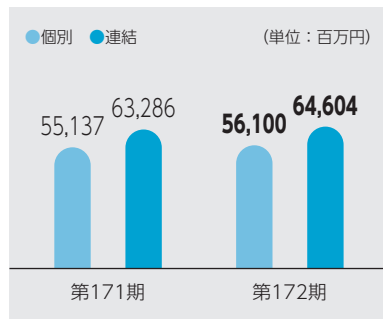
このような経済情勢にあって、物流業界では国内輸送や輸出入貨物の荷動きはともに堅調に推移したものの人手不足に伴う作業費の増加などがあり、また、不動産業界では都市部におけるオフィスビルの空室率は低い水準を維持しつつも賃料相場は僅かな上昇に留まり、厳しい環境で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「Step Up 2019」に掲げた事業戦略を積極的に推進してまいりました。物流事業においては、消費財を中心とした物流一括受託業務や高付加価値業務の拡販に努めるとともに、海外においても、国際物流や現地国内物流の拡大、および事業基盤の強化に取り組んだほか、国内外の拠点における新規営業活動に努め、また、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施し、現有資産の付加価値向上や安定的な収益基盤の維持に努めてまいりました。

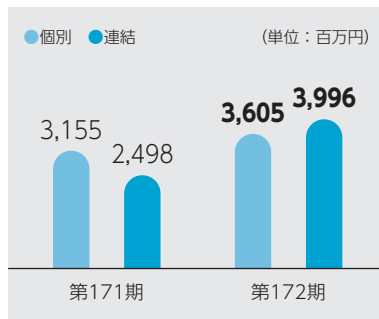
この結果、当連結会計年度の営業収益は、物流事業において災害による施設被害や一時的な荷動きへの影響はあったものの、消費財を中心とした倉庫業務や陸上運送業務、輸入海上貨物や輸出航空貨物の取扱いが伸長したほか、不動産事業が堅調に推移したことにより、前期比13億1千7百万円(2.1%)増の646億4百万円となりました。営業利益は、物流事業での貨物の取扱い増加や不動産事業での増収効果により、全体では同3億8千4百万円(11.5%)増の37億3千8百万円となりました。経常利益は、保有株式の受取配当金増加や資金調達費用の減少に加え、持分法による投資損益の改善により、同14億9千8百万円(60.0%)増の39億9千6百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産処分損や災害による損失の計上はあったものの、同6億6千6百万円(41.5%)増の22億7千2百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は561億円(前期比1.7%増)、営業利益は34億3千6百万円(同11.4%増)、経常利益は36億5百万円(同14.3%増)、当期純利益は21億1千1百万円(同11.8%減)となりました。

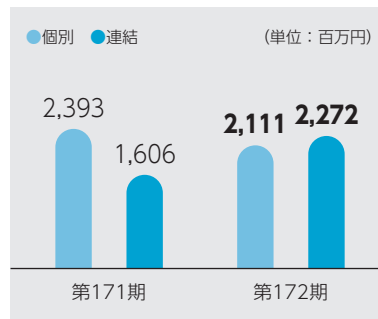
営業収益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



※ 個別の数字は、当期純利益を記載しています。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

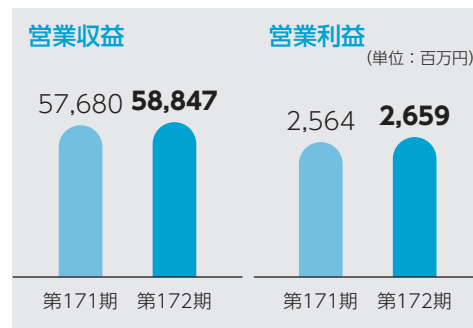
連結計算書類

監査報告

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

物流事業

営業収益	58,847百万円	(前期比	2.0%増)
営業費用	56,187百万円	(前期比	1.9%増)
営業利益	2,659百万円	(前期比	3.7%増)



《倉庫業務》寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務

営業収益 14,036百万円 (前期営業収益 13,833百万円 前期比 1.5%増)

飲料、日用品、食品、電気機器などの保管、入出庫、流通加工業務が好調に推移。

《港湾運送業務》港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務

営業収益 6,228百万円 (前期営業収益 6,313百万円 前期比 1.3%減)

沿岸荷役業務の取扱いが増加したものの、船内荷役業務の取扱いが減少。

《陸上運送業務》国内における貨物自動車運送業務および付帯業務

営業収益 31,741百万円 (前期営業収益 30,778百万円 前期比 3.1%増)

飲料や日用雑貨などの消費財や電気機器の輸配送業務が増加。

《国際輸送業務》国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務

営業収益 4,593百万円 (前期営業収益 4,566百万円 前期比 0.6%増)

香港、ベトナムにおける海外現地法人の取扱いや、輸入海上貨物、輸出航空貨物の取扱いが増加。

《その他の物流業務》

営業収益 2,247百万円 (前期営業収益 2,188百万円 前期比 2.7%増)

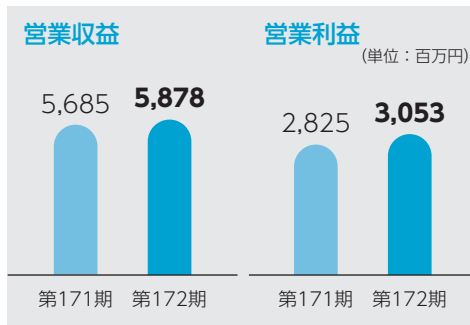
横浜地区で賃貸用物流施設がフル稼働。

不動産事業 オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務

営業収益 5,878百万円 (前期比 3.4%増)
ビル管理業務の取扱いが増加したほか、一部施設の賃料改定により不動産賃貸収入が増加。

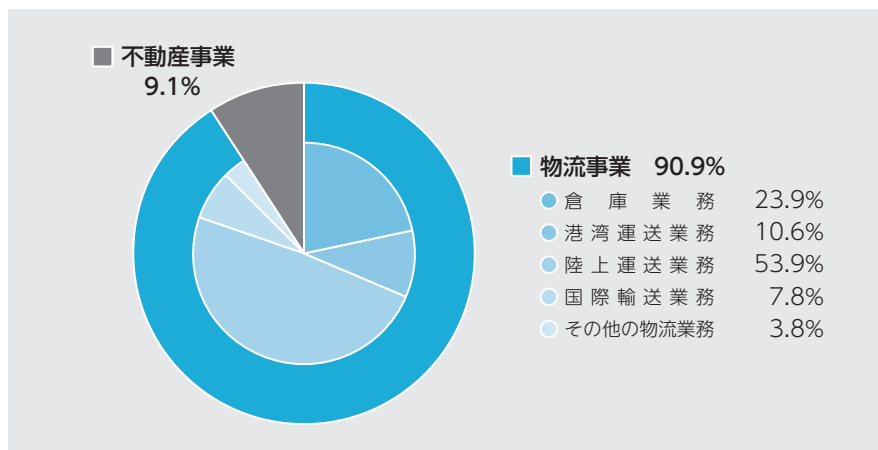
営業費用 2,825百万円 (前期比 1.2%減)

営業利益 3,053百万円 (前期比 8.1%増)



(注) 「セグメント間の内部営業収益又は振替高」は△121百万円です。

営業収益のセグメント別構成比



(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第169期 (2016年3月期)	第170期 (2017年3月期)	第171期 (2018年3月期)	第172期 (2019年3月期) 当連結会計年度
営業収益	(百万円)	56,762	58,081	63,286	64,604
経常利益	(百万円)	2,714	3,413	2,498	3,996
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,681	1,753	1,606	2,272
1株当たり当期純利益	(円)	22.12	23.07	105.63	149.44
総資産	(百万円)	91,405	95,230	96,657	98,099
純資産	(百万円)	39,646	41,797	42,944	43,319

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第171期の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、第171期についても、当該会計基準等を遡って適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第169期 (2016年3月期)	第170期 (2017年3月期)	第171期 (2018年3月期)	第172期 (2019年3月期) 当事業年度
営業収益	(百万円)	49,432	50,593	55,137	56,100
経常利益	(百万円)	2,372	3,106	3,155	3,605
当期純利益	(百万円)	1,525	1,733	2,393	2,111
1株当たり当期純利益	(円)	20.06	22.80	157.39	138.87
総資産	(百万円)	82,294	86,134	88,412	89,709
純資産	(百万円)	36,547	38,639	40,626	40,854

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第171期の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、第171期についても、当該会計基準等を遡って適用しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業活動が底堅く推移し、緩やかな回復基調が続くと予測されるものの、消費増税に伴う個人消費の落ち込み、および中国経済の減速や米中貿易摩擦の長期化等による下振れ要因があり、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような事業環境のもと、当社グループは、事業環境の変化に的確に対応し、収益力を高め、企業基盤をより強固なものとするため、中期経営計画「Step Up 2019」で掲げた目標を2019年度に達成すべく、事業を展開中であります。

特色ある物流企業としての地位を確固たるものにすることを目指し、以下の課題に取り組んでおります。

- ① 国内物流事業における消費財物流の拡充と高付加価値業務の拡大
- ② 海外物流事業における中長期の成長に向けた事業基盤の強化
- ③ 不動産事業における資産価値向上と収益基盤の強化
- ④ 経営基盤の強化促進

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備、人材育成の強化に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させていくほか、環境問題への取組みとして事業活動における環境負荷の低減に努めます。加えて、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家の皆様はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は19億5百万円（支払いベース）であります。
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
物流事業 当社 横浜支店 恵比須町営業所 研究開発施設および物流倉庫併設建物新築工事
（横浜市神奈川区 鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）地上5階建、延床面積23,894㎡、
2020年2月竣工予定）

(5) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は、社債償還資金、借入金返済資金および設備投資資金に充当するため、2018年6月14日を払込期日とする、第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行し、総額100億円の資金調達を行ったほか、当連結会計年度に運転資金として、金融機関より長期借入金33億円の調達を行いました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	主要な営業拠点
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80百万円	100.0%	貨物自動車運送業 倉庫業	東京、神奈川、千葉、 埼玉、群馬、愛知、福井、 滋賀、大阪、兵庫、山口
大宮通運(株)	埼玉県さいたま市	45	76.5	貨物自動車運送業 倉庫業	埼玉
日正運輸(株)	東京都江東区	100	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道、新潟、東京、 大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流(株)	北海道札幌市	90	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道
澁澤(香港)有限公司	香港	10百万HK\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	香港

(注) 1. 日正運輸(株)は、2018年7月1日付をもって、本社を東京都江東区永代二丁目37番28号に移転しました。

2. 大宮通運(株)、北海澁澤物流(株)および澁澤(香港)有限公司における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。

3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計8社であります。

(7) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都江東区	横浜支店	神奈川県横浜市
広域営業部	東京都江東区	中部支店	愛知県小牧市
営業開発部	東京都江東区	大阪支店	大阪府大阪市
国際営業部	東京都江東区	神戸支店	兵庫県神戸市
引越営業支店	東京都江戸川区	中国・九州支店	福岡県糟屋郡
東京支店	東京都江東区	不動産部	東京都江東区

(8) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,026名 (86名)	23名減 (1名増)
不動産事業	26名 (一名)	2名減 (一名)
計	1,052名 (86名)	25名減 (1名増)
全社 (共通)	54名 (一名)	4名減 (一名)
合計	1,106名 (86名)	29名減 (1名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
490名 (19名)	1名減 (2名減)	42歳7ヵ月	17年1ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	14,250百万円
(株)みずほ銀行	4,010
(株)埼玉りそな銀行	2,177
農林中央金庫	1,084
第一生命保険(株)	1,000
三井住友信託銀行(株)	977
(株)池田泉州銀行	722
(株)三菱UFJ銀行	608

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行を主幹事とするその他25行によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- | | | |
|---------------|-------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 | |
| ② 発行済株式の総数 | 15,217,747株 | (自己株式12,925株を含む) |
| ③ 単元株式数 | 100株 | |
| ④ 株主数 | 2,881名 | |
| ⑤ 大株主 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,448,200株	9.5%
東京海上日動火災保険(株)	868,000	5.7
清水建設(株)	749,800	4.9
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	749,600	4.9
トーア再保険(株)	652,000	4.3
(学)帝京大学	415,000	2.7
中央不動産(株)	411,700	2.7
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	402,700	2.6
(株)埼玉りそな銀行	400,000	2.6
日本ゼオン(株)	334,000	2.2

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (12,925株) を控除して計算しております。

2. (株)ドンキホーテホールディングスは、2019年2月1日付で商号を(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスに変更いたしました。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役会長	今井 恵一	全社業務総攬
※ 取締役社長 兼社長執行役員	大隅 毅	物流営業部門管掌
※ 取締役副社長 兼副社長執行役員	柏原 治樹	不動産営業・管理部門管掌、 ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当
取締役 兼常務執行役員	増田 裕宣	神戸支店長
取締役	松本 伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 ㈱インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属㈱ 社外取締役
取締役	坪井 鈴兒	
常勤監査役	川上 芳夫	
監査役	真鍋 雅信	
監査役	庄籠 一允	庄籠税理士事務所 税理士 ㈱ジェクシード 社外取締役 (監査等委員)
監査役	志々目 昌史	志々目法律事務所 弁護士 ㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役
監査役	松波 寛	

(注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。

2. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役であります。

なお、当社は取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏は、社外監査役であります。

なお、当社は監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役庄籠一允氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏ならびに監査役庄籠一允および志々目昌史の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。

6. 2018年6月28日開催の第171期定時株主総会終結の時をもって、真鍋雅信、和田康政、笠原伸次および齋藤秀一の4氏は、任期満了により取締役を退任し、福嶋邦雄氏は、辞任により監査役を退任いたしました。

7. 監査役眞鍋雅信氏は、2018年6月28日開催の第171期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
8. 監査役庄籠一允氏は、2018年12月20日付で㈱ジェクシードの社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
9. 2019年4月1日付で、取締役の担当に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

氏名	異動後	異動前
増田裕宣	取締役兼常務執行役員	取締役兼常務執行役員 神戸支店長

（ご参考）

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(2019年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	大橋弘幸	不動産部長
上級執行役員	工藤慎二	
上級執行役員	倉谷伸之	物流営業部門管掌役員補佐
上級執行役員	森 進	大阪支店長
上級執行役員	星 正俊	経理部長
執行役員	梶原 隆	物流営業部門管掌役員補佐 ベトナム事業担当
執行役員	門澤秀樹	営業管理部長
執行役員	石井啓志	横浜支店長
執行役員	平川仁司	中部支店長
執行役員	菅野康弘	人事部長
執行役員	青野宣昭	情報システム部長
執行役員	大宮栄一	広域営業部長
執行役員	大橋 武	営業開発部長

② 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	10名	174百万円
監査役	6名	41百万円
合計	16名	216百万円

- (注) 1. 2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。
2. 人数および報酬等の額には、2018年6月28日開催の第171期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役4名および監査役1名が含まれています。
3. 人数および報酬等の額には、社外取締役2名および社外監査役3名に対する報酬等の総額27百万円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

i) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位および氏名	重要な兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
取締役 松本伸也	丸の内総合法律事務所パートナー 代表弁護士	特別の関係はありません。
	(株)インプレスホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	大平洋金属(株) 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役 庄籠一允	庄籠税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
	(株)ジェクシード 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
監査役 志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
	(株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。

ii) 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	主な活動状況
取締役 松本伸也	当期開催の取締役会18回すべて(100.0%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
取締役 坪井鈴兒	当期開催の取締役会18回すべて(100.0%)に出席し、物流業界における知識と経験を活かして、必要に応じ発言を行っております。
監査役 庄籠一允	当期開催の取締役会18回すべて(100.0%)に、また、監査役会14回すべて(100.0%)に出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役 志々目昌史	当期開催の取締役会18回のうち17回(94.4%)に、また、監査役会14回のうち13回(92.9%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役 松波 寛	当期開催の取締役会18回のうち17回(94.4%)に、また、監査役会14回のうち13回(92.9%)に出席し、金融関係の知識と経験を活かして、必要に応じ発言を行っております。

iii) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で法人名称をEY新日本有限責任監査法人に変更いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、②の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

3 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2018年6月28日および2018年9月28日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制）を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）が遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置し、コンプライアンスへの取組みを強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- (a) 「行動規範」の管理と改訂の立案
- (b) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- (c) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- (d) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- (e) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- (f) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- (g) 活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議および取締役会への報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として内部監査室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

(a) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化

(b) 取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員および監査役（社外監査役を除く）を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議

(c) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化

(d) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(e) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。

監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。

(a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(b) 毎月の経営状況に関する事項

(c) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

(d) 重大な法令違反・定款違反

(e) ヘルプラインによる通報状況および内容

(f) その他取締役および職員が重要と判断した事項

なお、当社の監査役へ報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の執行に必要なないと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。

⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。

(b) 当社の取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く）および連結子会社の取締役社長（海外を除く）は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。

(c) 当社子会社各社の取締役社長（ただし、海外子会社は国際営業部長）は、関係会社報告会において、当社の代表取締役、上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐および監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。

(d) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の代表取締役、上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐および監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について年2回報告するとともに、当面の課題について協議します。

(e) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。

(f) 当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。

(g) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。

⑩ 反社会的勢力に対する対応方針

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

役職員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を適宜開催し、問題点の検討と解決策の討議を行い、重要事項を取締役に報告いたしました。
- ・取締役会等の議事録、決裁書等その他業務執行に関する文書について、「文書規程」および「文書取扱要領」に基づいて保存および管理しております。また、取締役および監査役が、当該文書を必要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・社内規程により重要事項の具体的判断基準を明確化しており、経営執行会議において重要事項を審議し、効率的な意思決定をはかっております。また、当社グループの中期経営計画について、経営執行会議および取締役会において、月次業績のレビューを実施いたしました。
- ・監査役は、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に出席して意見を述べております。また、監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携しながら定期的に会議を開催し、効果的な職務遂行をはかっております。監査役は、監査計画に基づき適切に監査を実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2019年3月29日開催の取締役会において「株式会社の支配に関する基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(7)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(i)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(v)健全な財務体質、(I)専門性を有する人材の育成と確保、(4)取引先との信頼関係、および(h)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するため、創業120周年の節目の年を越え、次なる10年へのスタートにあたり、当社の企業理念である「チャレンジ・クリエイト・コオペレイト」の原点に今一度立ち返り、将来の飛躍に向けた新しい取組みへの挑戦を通じて、収益力向上と成長力強化を果たし、特色ある物流企業としての地位を確固たるものにするを旨とし、3カ年の中期経営計画「Step UP 2019」を2017年度からスタートさせております。

事業戦略としては、(ア)国内物流事業における消費財物流の拡充と高付加価値業務の拡大、(イ)海外物流事業における中長期の成長に向けた事業基盤の強化、(ロ)不動産事業における資産価値向上と収益基盤の強化、(ハ)経営基盤の強化促進を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、2015年11月「コーポレートガバナンス方針」を策定し、2018年11月の改訂により(ア)資本政策の基本的な方針、(イ)政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ロ)役員候補者の指名と役員報酬の方針と手続き、(ハ)社外役員の独立性判断基準、(ニ)株主・投資家との建設的な対話に関する方針、(ホ)企業年金の積立金の運用等を定めております。また、複数の社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2016年5月24日開催の取締役会および2016年6月29日開催の当社第169期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買取者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買取者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

(注) 当社は、2019年5月23日開催の当社取締役会において、2019年6月27日開催予定の当社第172期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本プランの内容を一部変更したうえで更新することを決議しており、第4号議案として当該更新に係る議案を当該定時株主総会に上程いたします。更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買取防衛策）」の内容につきましては、第172期定時株主総会招集ご通知11頁以下をご参照ください。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえで、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大をはかってまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めております。

なお、今期中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	30,226
現金及び預金	11,875
受取手形及び取引先未収金	12,190
有価証券	4,000
立替金	1,575
その他	588
貸倒引当金	△3
固定資産	67,808
有形固定資産	(50,594)
建物及び構築物	29,260
機械装置及び運搬具	1,378
土地	17,699
リース資産	92
建設仮勘定	1,806
その他	355
無形固定資産	(2,027)
借地権	508
ソフトウェア	1,287
ソフトウェア仮勘定	153
その他	77
投資その他の資産	(15,186)
投資有価証券	12,956
長期貸付金	409
差入保証金	1,228
繰延税金資産	357
その他	275
貸倒引当金	△39
繰延資産	64
社債発行費	64
資産合計	98,099

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,902
支払手形及び営業未払金	5,130
短期借入金	12,408
リース債務	31
未払法人税等	636
預り金	129
賞与引当金	607
その他	3,958
固定負債	31,878
社債	10,000
長期借入金	13,897
リース債務	67
長期預り金	4,711
繰延税金負債	754
退職給付に係る負債	2,443
その他	3
負債合計	54,780
純資産の部	
株主資本	39,173
資本金	7,847
資本剰余金	5,683
利益剰余金	25,666
自己株式	△23
その他の包括利益累計額	3,115
その他有価証券評価差額金	3,634
為替換算調整勘定	△417
退職給付に係る調整累計額	△101
非支配株主持分	1,030
純資産合計	43,319
負債及び純資産合計	98,099

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		64,604
営業原価		57,281
営業総利益		7,323
販売費及び一般管理費		3,584
営業利益		3,738
営業外収益		
受取利息及び配当金	399	
持分法による投資利益	23	
その他	134	557
営業外費用		
支払利息	191	
その他	106	298
経常利益		3,996
特別利益		
	—	—
特別損失		
固定資産処分損	370	
災害による損失	145	515
税金等調整前当期純利益		3,481
法人税、住民税及び事業税	1,179	
法人税等調整額	△43	1,136
当期純利益		2,344
非支配株主に帰属する当期純利益		72
親会社株主に帰属する当期純利益		2,272

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類
書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	24,256
現金及び預金	7,510
受取手形	1,517
取引先未収金	9,203
有価証券	4,000
貯蔵品	15
立替金	1,563
前払費用	388
その他	59
貸倒引当金	△1
固定資産	65,388
有形固定資産	(46,293)
建物	27,515
構築物	432
機械装置	232
車両運搬具	6
器具備品	298
土地	15,937
リース資産	63
建設仮勘定	1,806
無形固定資産	(1,994)
借地権	508
施設利用権	62
ソフトウェア	1,268
ソフトウェア仮勘定	153
投資その他の資産	(17,101)
投資有価証券	11,332
関係会社株式	3,399
出資金	0
関係会社出資金	64
長期貸付金	979
差入保証金	1,211
長期前払費用	53
その他	88
貸倒引当金	△30
繰延資産	64
社債発行費	64
資産合計	89,709

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,195
営業未払金	4,619
短期借入金	10,025
リース債務	20
未払金	380
未払費用	189
未払法人税等	555
前受金	697
預り金	53
賞与引当金	466
その他	2,187
固定負債	29,659
社債	10,000
長期借入金	12,300
リース債務	47
長期末払金	1
長期預り金	4,639
退職給付引当金	1,957
環境対策引当金	1
繰延税金負債	711
負債合計	48,854
純資産の部	
株主資本	37,355
資本金	7,847
資本剰余金	5,660
資本準備金	5,660
利益剰余金	23,871
その他利益剰余金	23,871
特別償却積立金	5
圧縮記帳積立金	872
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	12,993
自己株式	△23
評価・換算差額等	3,499
その他有価証券評価差額金	3,499
純資産合計	40,854
負債及び純資産合計	89,709

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		
保管料	7,183	
荷役料	6,304	
荷捌料	9,996	
陸上運送料	25,436	
物流施設賃貸料	1,564	
不動産賃貸料	5,517	
その他	96	
		56,100
営業原価		
作業費	36,091	
賃借料	2,792	
人件費	2,308	
減価償却費	2,040	
その他	6,251	
		49,484
営業総利益		6,615
販売費及び一般管理費		3,179
営業利益		3,436
営業外収益		
受取利息及び配当金	364	
その他	65	
		429
営業外費用		
支払利息	161	
その他	99	
		260
経常利益		3,605
特別利益		
	-	-
特別損失		
固定資産処分損	370	
災害による損失	138	
		509
税引前当期純利益		3,096
法人税、住民税及び事業税	1,038	
法人税等調整額	△52	
当期純利益		2,111

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄 和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄 和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 川 上 芳 夫 ㊟
 監 査 役 真 鍋 雅 信 ㊟
 監 査 役 庄 籠 一 允 ㊟
 監 査 役 志々目 昌 史 ㊟
 監 査 役 松 波 寛 ㊟

(注) 監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏は、社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館8階ホール

交通

東京メトロ	東西線・日比谷線	茅場町駅（8番出口直結）
東京メトロ	銀座線・東西線	日本橋駅（C2出口より徒歩6分）
都営地下鉄	浅草線	日本橋駅（D2出口より徒歩4分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。